

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月18日(2016.2.18)

【公開番号】特開2015-110148(P2015-110148A)

【公開日】平成27年6月18日(2015.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2015-039

【出願番号】特願2015-59038(P2015-59038)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月25日(2015.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技用価値を用いて遊技を行うことが可能な遊技機であって、

少なくとも一面に電子部品が実装される基板と、

前記一面を被覆し、開口を有する第1カバー部材と、

該一面と反対側の他面を被覆し、開口を有する第2カバー部材と、

前記第1カバー部材と前記第2カバー部材とを締結する締結手段と、

を備え、

前記第1カバー部材と前記第2カバー部材とにより前記基板の側面における少なくとも一部を被覆することなく、前記第1カバー部材の開口周端面と前記第2カバー部材の開口周端面とが前記基板の周縁部を挟み、

前記一面に実装される電子部品は発光ダイオードであり、

前記第1カバー部材は、透光性を有するレンズ部材からなり、

前記第1カバー部材には、前記発光ダイオードからの光を乱反射させて遊技者側に出射させるための加工が施され、

前記基板の周縁部は、前記電子部品の配線パターンが形成されない非配線部とされてい
る

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

前記課題を解決するために、本発明の請求項1に記載の遊技機は、

遊技用価値(遊技球)を用いて遊技を行うことが可能な遊技機(パチンコ遊技機1)であって、

少なくとも一面(前面604Fまたは背面604b)に電子部品(ステージ枠飾りL E D 6 1, 6 2、I Cチップ615等)が実装される基板(ステージ枠飾り基板604)と、

、

前記一面を被覆し、開口を有する第1カバー部材（前カバー606または後カバー603）と、

該一面と反対側の他面（後面または前面）を被覆し、開口を有する第2カバー部材（後カバー603または前カバー606）と、

前記第1カバー部材と前記第2カバー部材とを締結する締結手段（ネジ622、取付孔623a～623c、ネジ穴625）と、

を備え、

前記第1カバー部材と前記第2カバー部材とにより前記基板の側面における少なくとも一部を被覆することなく、前記第1カバー部材の開口周端面（例えば、側板600aの後端面や外側板602bの後端面）と前記第2カバー部材の開口周端面（例えば、外側板621aの前端面）とが前記基板の周縁部（外周縁610a）を挟み（図15参照）、

前記一面に実装される電子部品は発光ダイオードであり、

前記第1カバー部材は、透光性を有するレンズ部材からなり、

前記第1カバー部材には、前記発光ダイオードからの光を乱反射させて遊技者側に出射させるための加工が施され、

前記基板（ステージ枠飾り基板604）の周縁部（外周縁610a）は、前記電子部品の配線パターンが形成されない非配線部（図10中網点領域）とされている

ことを特徴としている。

この特徴によれば、第1カバー部材と第2カバー部材とを締結した状態において、第1カバー部材の開口周縁面と第2カバー部材の開口周端面との間に基板の周縁部が挟まれることにより該基板の成型誤差を吸収でき、これにより基板を極力大きくし、電子部品を第1カバー部材の周縁近傍に配置することなどが可能となるため、電子部品の配置自由度が向上する。また、開口周端面との当接により基板の配線パターンと第1カバー部材が導通し、静電気による高電圧が電子部品を破壊したり、配線パターンが断線されることを回避できる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の手段1の遊技機は、請求項1に記載の遊技機であって、

前記締結手段は、導電性を有する取付ネジ（金属製のネジ622）と、前記第1カバー部材（前カバー606または後カバー603）および前記第2カバー部材（後カバー603または前カバー606）に形成された前記取付ネジの取付孔（取付孔623a～623c、ネジ穴625）と、からなり、

前記基板（ステージ枠飾り基板604）の周縁部における前記取付孔の対応箇所に切欠部（切欠凹部609a～609c）が形成されている

ことを特徴としている。

この特徴によれば、導電性の取付ネジと配線パターンとが接触して、静電気による高電圧が電子部品を破壊することを回避できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0010】**

本発明の手段2の遊技機は、手段1に記載の遊技機であって、

前記第1カバー部材（前カバー606または後カバー603）および前記第2カバー部材（後カバー603または前カバー606）は、前記基板（ステージ枠飾り基板604）の周縁部（外周縁610a）における前記切欠部（切欠凹部609a～609c）に対応する箇所に向けて突設される壁部（円筒状壁部626、626'）を備え、

前記締結手段は、前記第1カバー部材の壁部と前記第2カバー部材の壁部とが前記基板の周縁部における前記切欠部に対応する箇所を挟むように前記第1カバー部材と前記第2カバー部材とを締結する（図14（a）参照）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、導電性の取付ネジと配線パターンとが壁部により遮断されるため、埃やごみ等により導通して静電気による高電圧が電子部品を破壊することを回避できる。

【手続補正6】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0011****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0011】**

本発明の手段3の遊技機は、請求項1、手段1、手段2のいずれかに記載の遊技機であって、

前記電子部品は発光ダイオード（ステージ枠飾りLED62）であり、

前記第1カバー部材（後カバー603）における前記発光ダイオードとの対向位置に投光孔（投光孔629a～629d）が形成されている

ことを特徴としている。

この特徴によれば、第1カバー部材により発光ダイオードからの光を遮ることなく出射させることができる。

【手続補正7】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0012****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0012】**

本発明の手段4の遊技機は、手段3に記載の遊技機であって、

前記投光孔（投光孔629a～629d）の直径は、前記遊技用価値としての遊技球の直径（約11mm）よりも小さい

ことを特徴としている。

この特徴によれば、帯電した遊技球が投光孔を通して基板に接触することにより、静電気により電子部品が破損することが防止される。